

## 市民農園の開設を考えている方へ【Q & A】

### 【市民農園の概要について】

#### Q1 市の助成の内容はどのようなものですか。

農園の区画割や当初の施設整備費用を助成します。金額は定額 5 万円です。

#### Q2 助成のための農地の要件はありますか。

圃場整備・区画整理をした農地、相続税猶予を受けている農地は助成しません。

#### Q3 助成の対象となるのは、どのような農園ですか

農園利用方式の市民農園です。

#### Q4 農園利用方式の市民農園の定義を教えてください。

定型的な条件でレクリエーションその他の営利以外の目的で継続的に行われる農作業の用に供される農園です。

- ・ 農業者の指導の下、利用者がレクリエーションのため、農作業を体験します。  
(営利目的の農作業はできません。)
- ・ 賃借権等の権利の設定、移転は伴いません。
- ・ 農園主と利用者は農園利用契約を結びます。
- ・ 利用者は植付けから収穫まで、1年に複数回の農作業を行う必要があります。

#### Q5 農園主（農園開設者）は誰ですか。

土地の所有者の農家です。農園利用方式では他者は農園を開設できません。

#### Q6 市民農園のイメージを教えてください。

農園主の指導管理のもと、区画ごとに利用者が思い思いの作物を栽培し、農作業の体験をすることができる農園です。

#### Q7 区画の面積と利用料はどれくらいですか。

1 区画の面積は 20～40㎡、利用料は年額 3,000～4,000 円程度が相場です。

ただし、他に栽培指導やイベント等の付加価値のあるサービスを提供する場合は、別に費用徴収も可能と考えますが、利用者に事前に周知が必要です。

#### Q8 契約書はどのようなものですか。

市民農園の区画ごとに農園利用について契約します。賃借権等の権利の設定、移転は伴いません。市が契約書の様式を持っています。

【市民農園の運営について】

Q9 農薬の使用はできますか。

市としては農薬使用を制限はしていませんが、多くの利用者がある市民農園では、他の区画に飛散する可能性もあり、使用を認めるかどうかについて慎重に検討する必要があります。

Q10 貸し出し用の農機具は必要ですか。

必須ではありませんが、利用者が使える農機具があると喜ばれます。また、農機具使用料は農園の利用料と別に設けることができます。

Q11 除草は誰が行いますか。

農園主と利用者で決めることですが、区画及びその周辺は利用者が除草し、農園全体は農園主が除草することが一般的です。

【農園の施設整備について】

Q12 水の確保は必要ですか。

利用者が気軽に利用できるような取水場が必要です。取水場が無い場合、利用者がポリタンク等で水を持参する必要があり農園利用者が少なくなると思われます。

Q13 必要な施設はどのようなものが有りますか。

・ゴミ捨て場

ビニール等のゴミは利用者に持ち帰ってもらうことが良いと思われます。草等のゴミは農園内で処理できることが理想です。

・トイレ

設置されていれば便利ですが維持費がかかります。近くに利用可能な公共施設があると理想的です。

・駐車場

農園の近くに住む利用者でも、道具や資材の搬入で車を利用することがあります。農地転用手続きが必要な場合や固定資産税の税額上昇にも繋がりますが、設置が望ましいと考えます。

【その他】

Q14 周辺住民からの苦情

市民農園の利用者は他の地域から来られます。結果として市民農園の周囲の住民から見れば部外者が地域内に多くやってくることになります。

開設には事前に地域住民の理解を得ることが必要です。